

回答については、質問時の基準に沿って回答しておりますので、現時点とは異なっている場合がございます。

Q - 77 (クロイツフェルト・ヤコブ病)

クロイツフェルト・ヤコブ病(疑いも含む)の患者が仮に入院となった場合、どのような感染対策をとればよろしいでしょうか。

ガイドライン等を参考にし、別紙のような感染対策を作成いたしました。いかがでしょうか。

	方法
手洗い	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準予防策に準ずる</li> <li>手袋の着用</li> </ul>
病棟	<ul style="list-style-type: none"> <li>隔離は不要(一般病棟で看護ケアすることが出来る)</li> <li>個室は感染防御のためには不要(慣習的には仕方のない場合あり)</li> </ul>
食器	<ul style="list-style-type: none"> <li>残飯はビニール袋に入れ、病棟で医療廃棄物として処理する</li> <li>食器は、</li> <li>箸、湯飲みは個人持ちとし、1～5%次亜塩素酸液に2時間浸した後、水洗い</li> </ul>
予防衣	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般患者と同様で特別な予防衣は必要ない。</li> <li>褥瘡処置、喀痰吸引時は帽子、メガネ、マスク、手袋、ガウン使用 使い捨て製品とする</li> </ul>
リネン類	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄可能な物は焼却廃棄</li> <li>廃棄不可能な物は、1～5%次亜塩素酸溶液に2時間浸した後、洗濯</li> </ul>
医療廃棄物	注射針、経管栄養器材、点滴チューブ、吸引チューブ、採血容器、褥瘡処置に使用したガーゼなどは、一般患者の物と同じ規則に従って廃棄可能
入浴	褥瘡などの滲出液で汚染されている場合はシャワー浴とする。
排泄物	喀痰などの吸引物は、吸引ピンの中に水酸化ナトリウム顆粒を加えて、最終濃度が1Nになるようにする。
トイレ	便座、手摺の消毒
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>針刺し事故対策</li> <li>切傷(理髪、爪切り、口腔内洗浄、入れ歯のブリッジ入替え時)に注意 血液で手が汚染された時には、流水で十分洗浄する。</li> <li>眼が飛沫で汚染された場合、生理食塩水で十分洗眼する。</li> </ul>
内視鏡	

A - 77

質問中にご提示いただきました表は「クロイツフェルト・ヤコブ病診療マニュアル」、「クロイツフェルト・ヤコブ病感染予防ガイドライン」を参考に作成されたものと思います。同ガイドラインと比較していくつか気になる点を指摘したいと思います。ガイドラインでは、非侵襲的医療行為、日常的な接触では「CJD感染の危険性はない」とされており、ルーチンの手袋着用は必要ないと思います。

残飯・食器、体液汚染がないリネンの扱いは一般患者と同じでよく、便座、手摺の消毒も日常の清掃の範囲で行えばよいと考えます。